

◆市によるキャンセル料金負担の考え方 (第2報)

1. 2月8日(月)～3月7日(日) 予約分について

1/7(木) (緊急事態宣言発出日) 以前に予約された2/8(月)～3/7(日)までの宿泊を旅行日程に含む対象商品について、2/3(水)～2/24(水)24:00までに無料キャンセルの対応をされたもののうち、事業者ごとの「旅行業約款」「宿泊約款」により本来キャンセル料が発生するタイミングでのキャンセルであってもお客様に無料対応をした事業者に対し、助成金交付要綱第7条の規定による事業者ごとの交付決定額の範囲内で下記のとおりキャンセル料見合いを市が負担します。

2. 3月8日(月)～3月21日(日) 予約分について

1/7(木) (緊急事態宣言発出日) 以前に予約された3/8(月)～3/21(日)までの宿泊を旅行日程に含む対象商品について、3/5(金)～3/18(木)24:00までに無料キャンセルの対応をされたものについても、上記と同様に事業者ごとの交付決定額の範囲内で下記のとおりキャンセル料見合いを市が負担します。

○宿泊商品

宿泊者一人あたり実際に宿泊した場合の割引助成額(宿泊料金の1/2、10,000円/泊を上限、3連泊分まで)を上限に市が負担する。

○交通費を含むパッケージ旅行商品

旅行者一人あたり10,000円/泊(3連泊分まで)を上限に市が負担する。

なお、旅行事業者に対するキャンセル料見合いの負担にあたっては、宿泊施設等への応分の支払いについての配慮をお願いいたします。

市による負担例)

【宿泊商品】

お一人様 15,000円/1泊の商品の場合

キャンセル料見合いの上限7,500円 ⇒ 実際に旅行した場合の割引助成額が上限(キャンセル時期)

7日前以前: 宿泊約款によるキャンセル料 無料 ⇒ 市による負担なし

6日前: 宿泊約款によるキャンセル料 20% 3,000円 ⇒ 市が3,000円を負担

1日前: 宿泊約款によるキャンセル料 50% 7,500円 ⇒ 市が7,500円を負担

【交通費を含むパッケージ旅行商品】

お一人様 2泊3日 50,000円の商品の場合

キャンセル料見合いの上限20,000円 ⇒ 10,000円/1泊×2(キャンセル時期)

21日前以前: 旅行業約款によるキャンセル料 無料 ⇒ 市による負担なし

14日前：旅行業約款によるキャンセル料 20% 10,000円 ⇒ 市が10,000円を負担

1日前：旅行業約款によるキャンセル料 40% 20,000円 ⇒ 市が20,000円を負担

当日の出発時刻前：旅行業約款によるキャンセル料 50% 25,000円

⇒市が20,000円を負担

※今回は最も直前のキャンセルで当日出発時刻前を想定（3/18宿泊・旅行商品→3/18
出発前キャンセル）

取消実績集約は、所定のフォームにより報告願います。